

合併特例債の発行期限の延長

政策提言先 総務省

政策提言の要旨

東日本大震災の被災市町村に対する合併特例債の発行期限を延長するに当たって、今回の震災を踏まえた建設予定地や設計内容等の見直しを行う必要から事業期間を延長せざるを得ない被災地以外の合併市町村も対象とするよう提言します。

【政策提言の具体的内容】

市町村の合併年度とそれに続く10年度に限り認められている合併特例債の発行について、東日本大震災の被災市町村だけでなく、少なくとも津波被害予測の見直しを要し、結果として事業計画を再検討せざるを得ない地域の防災拠点となる施設の整備事業等については、発行期限を延長するよう求めるものです。

【政策提言の理由】

南海地震は、歴史上繰り返し本県に大きな被害をもたらしており、今後30年以内に60%程度の確率で発生する可能性のある次の南海地震では、想定死者数6,200人と他県に比べ突出した被害が想定されています。

これまで、県と市町村が一体となり、最重要課題として対策を推進してきましたが、今回の東日本大震災の甚大な被災状況を踏まえ、対策の抜本的強化を図ることが求められています。

他方、政府の中央防災会議では、来年夏頃をめどに、東海・東南海・南海地震の被害想定を見直し、防災基本計画に反映することとされています。

このような中、本県の合併市町村でも、防災拠点となる庁舎等の整備に関し、建設地や設計を見直す必要が生じており、やむをえず事業期間も延長せざるを得ない状況となっています。

このため、合併特例債の発行期限が近づく中、少なくともこうした事業については、合併特例債の期限延長が不可欠と考えます。

(黒潮町の庁舎建設計画見直しの例)

防災計画の見直し → 建設予定地の再検討・決定 → 用地交渉・取得
→ 基本設計 → 実施設計 → 造成工事 → 建設工事

(注) _____は、今回の見直しに伴い、新たに発生する工程

【高知県担当課】 総務部 市町村振興課